

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		内閣府(防衛施設庁)				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			その他
			他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	廃止	
独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構	労務管理等事務は、わが国が在日 米軍に負っている労務提供契 約上の義務を果たすためのもの であることから、廃止、民営化、非公 務員型独立行政法人へ移行するこ とはいずれも適当でないため、組織 形態の見直しは行わない。	駐留軍等労働者の 労務管理等事務				事務及び事業の効 率は引き続き因つ ていくが、労務管理 等事務は、わが国 が在日米軍に対し 負っている労務提供 契約上の義務をは たすためのものであ ることから、事務及 び事業の改廃は行 わない。

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じ、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構			府省			内閣府（防衛施設庁）		
	沿革	平成14年3月31日まで防衛施設庁及び関係都県が処理していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を行う組織として、平成14年4月1日に新たに設立							
役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）					
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
国からの財政支出額の推移（13～18年度）	3人	3人	0人	3人	0人	0人	399人		
（単位：百万円）	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）		
	一般会計	—	5,233	5,091	4,990	4,930	4,915		
	特別会計	—	0	0	0	0	0		
	計	—	5,233	5,091	4,990	4,930	4,915		
	うち運営費交付金	—	4,853	4,710	4,592	4,523	4,580		
うち施設整備費等補助金	—	0	0	0	0	0			
うちその他の補助金等	—	380	381	398	408	336			
支出予算額の推移（13～18年度）	—	5,233	5,091	4,990	4,930	4,915			
（単位：百万円）	—	5,233	5,091	4,990	4,930	4,915			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成16年度実績）	<p>1 業務運営の効率化  中期計画では「一般管理費（公租公課等の固定的経費を除く。）について対前年度比で1%抑制する」としており、これを達成するため、事務のマニュアル化、事務のオンライン化、各種報告の必要性、報告方法の見直し、事務用品の再利用化、一括購入及び割引制度の利用、人件費の抑制の措置をとっている。  これらの措置により、平成16年度における機構運営関係費（公租公課等の固定的経費を除く。）については、対前年度比で3.9%を抑制している。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上  駐留軍等労働者の募集については、応募者拡大を図るため、駐留軍等労働者募集用パンフレットを作成、配布するとともに、求職者の利便性の向上を図るため、平成15年度からの沖縄に続き本土においてもインターネットによる応募受付を開始するなどにより、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率が94.8%となり、昨年度に引き続き中期計画に定めた目標（90%）を達成している。</p>								

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	府省	内閣府（防衛施設庁）
事務及び事業名	駐留軍等労働者の労務管理等事務		
事務及び事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理等に関する業務</li> <li>2 駐留軍等労働者の給与、退職手当、旅費等に関する業務</li> <li>3 駐留軍等労働者のほう賞、教養文化活動、制服及び保護衣等に関する業務</li> <li>4 国の委託に基づき駐留軍等労働者の社会保険、安全衛生等に関する業務</li> </ol>		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>労務管理等事務は、日米地位協定で定める間接雇用の原則の下、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、廃止することはできない。また、国又は地方公共団体へ移管する理由は見当たらず、さらに、民間又は他の独立行政法人へ移管することも適当でないため、事務及び事業の改廃は行わない。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 沿革                     <p>労務管理等事務については、機関委任事務として、雇用主である防衛施設庁長官の権限の一部を委任された都道府県知事が、本米国が実施する事務を処理してきたが、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において国と地方との役割分担を明確にする観点から国の直接執行事務として整理された。</p> <p>機関委任事務廃止後の事務処理体制については、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）により、労務管理等事務が独立行政法人に移行することとされたことを受け、防衛施設庁は、労働契約の締結等の雇用主として自ら実施しなければならぬ事務を行い、それらを除く実施事務（人事の手続の実施、給与の計算、福利厚生の実施等）については独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）に行わせることとされた。</p> <p>かかる労務管理等事務の一部を実施する機構の事務は、雇用主である防衛施設庁の行う事務と一体となつて完結するものである。</p> </li> <li>2 労務管理等事務の廃止について                     <p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできない。</p> </li> <li>3 労務管理等事務の国又は地方公共団体への移管について                     <p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであることから、地方分権推進計画において国の直接執行事務とされたものであり、また、平成12年度から地方公共</p> </li> </ol>		

体が国の事務を行う仕組みが無くなっていくことから、この事務を地方公共団体へ移管することは考えられない。

また、労務提供義務を果たすための企画立案事務及び雇用主として実施する労働契約の締結、人事の決定等の事務については国が自ら実施し、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については国に代わって独立行政法人としての機構が実施するという現行体制は、国が雇用主としての立場を維持し、その事務及び事業の減量、効率化を図りつつ在日米軍に対する労務提供義務を確実に履行していくという観点からして維持する必要がある。国へ移管する理由は見当たらない。

#### 4 労務管理等事務の他の独立行政法人への移管について

在日米軍に対する労務提供契約上の義務を確実に履行するためには、労務管理の対象となる駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況に鑑み、機構は防衛施設庁との緊密な連携の下で、一体となって事務を処理することが必要不可欠である。かかる事務処理の特性から、他に当該事務処理を担わせる適切な独立行政法人はない。

#### 5 労務管理等事務の民間への移管について

労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシング（外部委託）にとどめるべきである。

#### 6 市場化テストその他の事務についての改善措置の試行的実施について

労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。また、労務管理の対象となる駐留軍等労働者は、在日米軍施設という我が国と異なる労働環境下であり、その職種（約1300種）も細分化されているなど、労務管理等事務は複雑かつ特殊なものである。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならないことから、民間開放につながる市場化テストの実施はできない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシング（外部委託）にとどめるべきである。

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	府省	内閣府（防衛施設庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであることから、機構を廃止することはできず、また、民営化すること、及び非公務員型独立行政法人へ移行することはいずれも適当でないため、組織形態についての見直しは行わない。</p>		
組織形態について上記措置を講ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機構の廃止について                     <p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできない。したがって、この事務を行う機構を廃止することはできない。</p> </li> <li>2 機構の民営化について                     <p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシング（外部委託）にとどめるべきであり、機構を民営化することは適当ではない。</p> </li> <li>3 機構の非公務員型独立行政法人への移行について                     <p>労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供契約上の義務を果たすために確実に履行すべきものであり、この事務の性格上、労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせない。更に、我が国の有事等の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならぬことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。また、この事務処理を的確に遂行すべき機構は、駐留軍等労働者等労働者に関する取扱いに慎重な配慮を要する多くの情報を在日米軍から入手し、それらの情報を国と共有しつつ、国と一体となって労務管理等事務を行っていく必要がある。したがって、この事務を実施する職員の身分については、争議権を持たず、かつ、厳格な守秘義務を課せられた国家公務員であることが必要である。</p> <p>なお、労務提供契約の一方の当事者であり、かつ、実際に労務の提供を受けている在日米軍は、機構職員は、本来的に政府が担うべき役割を果たしており、政府が担うべき役割は政府職員のみにより行われるべきとの見解を示している。</p> </li> </ol>		